

2 荒子保第 7 0 1 号
令和 2 年 5 月 2 6 日
(公 印 省 略)

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

保育園等の開園及び登園の自粛要請について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

区では、令和 2 年 5 月 7 日付 2 荒子保第 4 1 4 号の通知により、保育園等を 5 月 3 1 日（日）まで臨時休園としておりましたが、令和 2 年 6 月 1 日（月）より開園いたします。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策は引き続き実施する必要があるため、在宅にて保育が可能な世帯については登園を自粛していただくよう要請いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 保育園等への登園自粛の要請について（6月30日（火）まで）

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、在宅にて保育が可能な世帯については登園を自粛していただくよう要請いたします。

なお、登園を自粛していただける場合は、欠席した日数に応じて保育料を減免いたします。

また、保育園等において新型コロナウイルスの感染者が確認された場合には、当該保育園の臨時休園等の対応を行うこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

2 登園前の子どもの健康確認について（6月30日（火）まで）

引き続き、登園前に子どもの体温測定などの健康確認をしていただき、発熱や咳などの症状が出ている場合は、登園を控えていただくとともに、速やかにご在籍の園へご連絡をいただくようお願いいたします。

問合せ先

子ども家庭部保育課	電話：3802-3111
（認可保育園）	保育指導係 内線3823、3824、3846
	入園相談係 内線3825、3826、3827、3847
（認証保育所）	保育管理係 内線3828、3844
（家庭福祉員）	保育管理係 内線3822

2 荒子保第 7 0 1 号 - 4
令和 2 年 5 月 2 6 日
(公 印 省 略)

保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う 6 月分保育料の減免について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
区では、令和 2 年 5 月 7 日付 2 荒子保第 4 1 4 号の通知により、保育園等を 5 月 31 日（日）まで臨時休園としておりましたが、令和 2 年 6 月 1 日（月）より開園いたします。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策は引き続き実施する必要があるため、在宅にて保育が可能な世帯については 6 月末まで登園を自粛していただくよう要請いたします。登園自粛により、保育園等を欠席した場合の保育料につきまして、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせいたします。

保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 欠席日数の確認方法

保護者の方に記入いただいた欠席届及び保育園で作成している出欠簿で確認し、月額
の保育料と下記の計算式で算出された額の差額を減免します。

2 保育料額の計算方法（6 月分）

【対象】 0～2 歳児クラス

保育料×出席日数÷25 日

※ 7 月以降については、決まり次第お知らせします。

3 その他

園児ごとの保育料の返還額については、後日、個別にご連絡いたします。

また、保育料の減免については、園児ごとに確認する必要があるため、処理にお時間をいただきますので、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

保育課入園相談係 電話 3 8 0 2 - 3 1 1 1

内線 3 8 2 5 ~ 3 8 2 7、3 8 4 7

2 荒子保第701号-5
令和2年5月26日
(公印省略)

区内保育園等の保護者様

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田寛士

臨時休園後における保育施設の対応等について

日頃より荒川区の保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

6月1日より保育園は自粛要請のうえ保育を実施してまいります。保育施設におきましては、園児、職員が集団で過ごすことから、新型コロナウイルスの感染リスクを低減するために、各保育施設の環境に合わせ、3密(密閉・密集・密接)を防ぐために下記の通り対応しつつ保育をおこなってまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましては、ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

●各保育施設における感染拡大防止を図るための対応について

- 1 園児と職員の毎朝の検温と健康管理に努める。「手洗い、うがい」は徹底して行う。
- 2 園舎内・玩具等、子ども達の手が触れるところは丁寧に消毒する。
- 3 保育室の換気を、定期的を実施する。
- 4 食事環境、睡眠(午睡)、遊びの場では、できる限り園児同士の距離の保持を行う。
- 5 園児等が多数集まる行事は当面の間、実施を見合わせる。

●保護者の皆様へのご協力依頼について

- 1 園児の体温測定、その他の症状についての健康観察を行い、記録をお願いいたします。
- 2 送迎の方は保育室内への入室はご遠慮ください。
(経路などは各保育園の指示に沿っていただきますようお願いいたします。)
- 3 送迎の方は最小限の人数とし、身支度等は速やかに済ませていただきますようお願いいたします。
- 4 送迎の折の手指の消毒、マスクの使用のご協力をお願いいたします。
- 5 保育中に体調の変化や症状が見られた場合は、お迎えの連絡をさせていただきます。発熱の場合は解熱後24時間以上経過し呼吸器症状等が改善傾向となるまでは、登園を控えてください。

【問い合わせ先】

保育課保育指導係 電話3802-3111

内線 3823・3824・3846